

岡崎市食品衛生協会補助金交付要綱

(通則)

第1 岡崎市食品衛生協会補助金（以下「補助金」という。）は、食品衛生に関する自主管理体制を強化し推進することにより、飲食に起因する公衆衛生上の危害の発生を防止し、もって市民の健康の増進及び食の安全と安心の維持に寄与する事業について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象と交付額の算定方法)

第2 補助金交付の対象事業は、岡崎市食品衛生協会の行う食品衛生に関する自主管理体制の強化及び推進に係る事業（巡回指導事業及び食品衛生指導員の研修事業）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の交付額は、次の各号により算出された額の合計とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(1) 巡回指導事業に必要な経費

ア 巡回指導のための経費

食品衛生指導員が行う巡回指導のための経費に対する50%の定率とする。ただし、1回の経費は、1名につき1,000円を限度とする。

イ 巡回指導時に行う検証検査に必要な経費

食品衛生指導員が巡回指導時に行う検証検査（食品検査、ふきとり検査、検便等）の経費に対する50%の定率とする。

(2) 食品衛生指導員の研修事業に必要な経費

食品衛生指導員の知識の修得及び技術の研鑽、資質向上のための研修及び会議に参加するための経費に対する50%の定率とする。ただし、1回の経費は、1名につき1,000円を限度とする。

3 補助金交付の対象となる事業の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請の手続)

第3 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第5条の規定による市費補助金等交付申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出期限は、当該年度の4月1日までとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延)

第5 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(実績報告)

第6 補助事業が完了したときは、規則第10条に定める実績報告書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添付して、補助事業が完了した日から30日以内に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支出)

第7 補助金の支出は、規則第11条に規定する市費補助金等の額の確定前に概算払することができるものとする。

(補助金の精算)

第8 前条の規定による補助金の概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(実施細則)

第9 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。